

津市上下水道事業公告第 29 号

津市上下水道管理局が執行する建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札（以下「事後審査型入札」といいます。）に関する必要な事項について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により、公告します。

なお、この公告は事後審査型入札を執行するに当たっての共通事項を示すものであり、個々の入札に付する事項及び入札参加資格等については、別に公告します。

令和 3 年 10 月 1 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札共通事項

1 入札参加者に必要な資格要件

津市上下水道管理局が執行する建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札（以下「事後審査型入札」といいます。）に参加できる建設業者等は、次に掲げる要件を備えている者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（建設コンサルタント等にあつては、それぞれの業務に関し法令の定めるところによる登録）及び同法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（建設コンサルタント等にあつては、上下水道事業管理者が別に定める審査）を受けており、かつ、その審査の基準日の前日までに営業年数が1年以上あること。
- (3) 津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (4) 当該対象工事等の業種に応じた技術者を有していること。
- (5) 個別の案件ごとの公告（以下「個別公告」といいます。）から入札時までの期間において、津市から指名停止等を受けていないこと。
- (6) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者（津市から再認定を受けた者を除きます。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者（津市から再認定を受けた者を除きます。）でないこと。
- (8) 建設業法その他の法令、規則等に違反していないこと。
- (9) 個別公告において示す参加資格要件を満たしていること。
- (10) その他上下水道事業管理者が事後審査型入札に係る参加業者として不適当であると認める者でないこと。

2 設計書及び設計図書の閲覧等

建設工事等に係る設計書及び設計図書については、個別公告で示す期間、上下水道管理局上下水道管理課等において閲覧に供するほか、当該公告で示す販売店において有償で頒布します。

3 入札参加方法等

- (1) 入札参加者は、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）を熟覧の上、入札しなければなりません。この場合において設計図書等に関する質問がある場合は、個別公告において示す参加資格要件を有する者に限って、期限日までに書面のみにより申し出ることができます。質問に対する回答は、津市ホームページに掲載するものとします。
- (2) 事後審査型入札においては、入札参加のために事前に申請手続を行うことを要せず、この共通事項及び個別公告において示す参加に係る資格要件を満たす者は、当該公告において示す入札書提出期限までに入札書を提出することにより入札参加できるものとします。
- (3) 入札方法は郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、上下水道管理課への持参は認めません。
- (4) 封筒は、上下水道管理局が配布する郵便入札専用の指定封筒等を使用すること。
- (5) 個別公告で示した入札書提出期限までに日本郵便株式会社津中央郵便局（以下「津中央郵便局」といいます。）必着とします。ただし、津中央郵便局が、入札書提出期限日の午後5時からゆうゆう窓口営業終了時刻まで（入札書提出期限日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、ゆうゆう窓口営業時間）のいずれかの時間帯に窓口業務を休止した場合に限り、個別公告で示した入札書提出期限の翌日までに津中央郵便局に到着したものを有効とします。
- (6) 宛先
〒514-8799
日本郵便株式会社津中央郵便局留
津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛
- (7) 入札回数は、1回とします。

4 入札書

- (1) 指定様式の入札書に、入札日（開札日）、入札者の住所（所在地）・商号（名称）・代表者氏名・印（入札参加資格審査申請時に提出した使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名、工事場所及び落札可能件数を鮮明に表示すること。また、入札金額はアラビア数字で、文字は楷書で記載すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書は、指定した封筒等に入れ、開札日時、件名、差出人名を記入の上、3箇所の封印をすること。

5 積算内訳書

- (1) 入札書の入札金額に対応した積算内訳書を必ず提出すること。
- (2) 積算内訳書の合計金額は、必ず入札書の入札金額と同額とすること。
- (3) 積算内訳書は、入札書を提出（郵送）する際に必ず同封すること。
- (4) 積算内訳書の審査を行った結果、不明な点があるときは、さらに詳しい積算明細書等の資料提出及び積算根拠の説明を求めることがあります。

6 開札の立会い

開札の立会人を、入札参加者の中から選定します。ただし、選定された立会人が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員に立ち会わせ、開札することができます。

7 開札及び落札候補者の決定

- (1) 開札は、個別公告において示す日時及び場所において行うものとします。
- (2) 開札の結果、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とし、当該落札候補者の入札参加資格の審査のため落札決定を保留し、開札を終了するものとします。
- (3) (2)の落札候補者となるべき者が複数ある場合は、開札立会人によるくじ引きにより、当該複数入札者の落札候補順位を決定します。

8 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (4) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (5) 入札者の記名押印のないとき。

- (6) 入札金額を訂正しているとき。
- (7) 入札書の日付がない又は個別公告の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (8) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (9) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (10) 入札保証金の納付がないとき、又は額が不足するとき。
- (11) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (12) 指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送したとき。
- (13) 入札書が提出期限を過ぎて到着したとき。
- (14) 上下水道管理局が配布する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (15) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (16) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (17) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (18) 入札書に記載された金額と積算内訳書に記載された金額が異なるとき。
- (19) 落札候補者となった件数が落札可能件数に達した以後に当該落札候補者が入札をしたとき。
- (20) 開札後に入札参加資格の審査を行った結果、入札参加資格要件を満たさないことが分かったとき。
- (21) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (22) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき。

9 落札可能件数の変更

入札書投函以降、落札可能件数に変更が生じた場合は、「落札可能件数変更届」を提出すること。

10 入札書の書き換え等の禁止

一度提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

11 入札参加資格確認資料の提出

落札候補者となった者は、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」といいます。）及び次に掲げる確認資料を上下水道管理課へ提出するものとします。

- (1) 建設工事の場合

- ア 建設業許可証明書等の写し（支店等業者にあつては、支店等が対象業種の建設業許可を有することを証明する書類）
 - イ 配置予定の主任（監理）技術者及び現場代理人等との雇用関係を確認するための書類（雇用保険、社会保険被保険者証等の写し）
 - ウ 配置予定の主任（監理）技術者の資格者証の写し（実務経験の場合は、実務経験経歴書）
 - エ 専任技術者証明書の写し（建設業許可申請時に必要な営業所の専任技術者調書の写し）
 - オ 同種工事の施工実績届出書
 - カ その他入札参加資格を確認するために個別公告で示した資料
- (2) 建設コンサルタント等の場合
- ア 建設コンサルタント等に係る登録を証明する書類
 - イ 当該業種における直近決算の営業収入金額が確認できる書類
 - ウ 配置予定技術者との雇用関係を確認するための書類（雇用保険、社会保険被保険者証等の写し）
 - エ 配置予定技術者の資格証の写し等
 - オ 同種業務の履行実績届出書
 - カ その他入札参加資格を確認するために個別公告で示した資料
- (3) 落札候補者は、提出を求められた日の翌日から起算して2日以内に確認申請書及び確認資料を提出しなければなりません。
- (4) 落札候補者が提出期限内に確認申請書及び確認資料を提出しない場合、当該落札候補者は入札参加資格要件を満たしていないものとみなします。

12 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

13 落札者の決定

- (1) 落札候補者から提出された確認申請書及び確認資料を審査した結果、入札参加資格要件を満たしていることを確認したときは、当該落札候補者を

落札者と決定します。

- (2) (1)の審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者のした入札を無効とし、次に低い価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、適格者が現れるまで順次審査を行うものとし、その過程において、同価格の入札をした者が複数ある場合は、別に指定する日時及び場所においてくじ引きを行い、落札候補者の順位を決定します。この場合において、くじ引きを代理人が行う場合は、委任状を提出しなければなりません。
- (3) 入札参加資格要件の審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認したときは、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知するものとします。
- (4) (3)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して2日以内に書面により決定理由について説明を求められます。
- (5) (4)の説明を求められたときは、説明を求められた日の翌日から起算して4日以内に回答書により回答するものとします。

14 入札保証金

入札の際に入札価格の100分の5以上の入札保証金を納付しなければなりません。ただし、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第15条第1項各号のいずれかに該当する場合及びあらかじめ個別公告においてその必要がないと認めた場合は、この限りではありません。

15 契約保証金

- (1) 契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。
- (2) 津市建設工事執行規則（平成18年津市規則第41号）第12条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除します。

16 予定価格

予定価格は、個別公告において明らかにします。

17 最低制限価格

最低制限価格の設定については、個別公告において明らかにします。

18 入札の中止等

- (1) 事後審査型入札への参加に係る業者等が不正の利益を得るために連合し、又は不穏な行動をなす等公正な入札の執行を確保することができないと認めるときは、当該事後審査型入札を延期、中止等の措置をとることがあります。
- (2) 天災その他やむを得ない事由により入札（開札）を行うことができないと認めるときは、入札（開札）を中止することがあります。
- (3) 入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用、郵送に係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

19 異議申立て等

入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

20 期限の特例

この共通事項において示す期限については、津市の休日を定める条例（平成18年津市条例第14号）第3条の規定を準用します。